

## ○役員報酬基準

制 定 平成 31 年 3 月 28 日

**第 1 条** この基準は、学校法人大阪産業大学役員の役員報酬、役員退任慰労金に係る支弁基準を設定することを目的とする。

**第 2 条** 理事長および常務理事の年間報酬上限額は、私立大学等経常費補助金の減額対象となる金額を超えないものとする。

**第 3 条** 理事長、常務理事を含む役員の具体的な報酬額は、役員の区分に応じて、前条に定める金額の範囲内で、別途定める内規において定めるものとする。

**第 4 条** 役員退任慰労金は、退任の日における報酬月額（報酬年額の 12 分の 1 に相当する金額）に、在任期間に応じた乗数（一年間につき 1.5）を乗じて得た額とする。ただし、乗数は、理事長、常務理事は 6.0、その他の役員は 12.0 をもって打ち切りとする。

**第 5 条** 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴取した上で、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。